平成22年　№.７

東京学芸大学名誉教授称号授与規程の一部を改正する規程

制定理由

学長の選考方法の変更に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成22年２月10日　教育研究評議会　審議・承認

東京学芸大学名誉教授称号授与規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成22年２月12日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲　山　恭　彦

平成22年規程第６号

東京学芸大学名誉教授称号授与規程の一部を改正する規程

東京学芸大学名誉教授称号授与規程（昭和50年規程第５号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学名誉教授称号授与規程の一部改正について

制定理由：学長の選考方法の変更に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （選考） 第２条　名誉教授の選考は，学長にあっては教育研究評議会（以下「評議会」という。）が行い，教員にあっては教授会が推薦した者のうちから評議会が行う。 〔省略〕 （規程の改廃） 第８条　この規程の改廃は，評議会の議を経て学長が定める。 （施行細則） 第９条　この規程の適用に関し必要な細則は，評議会の議を経て学長が別に定める。 附　則 この規程は，平成22年２月12日から施行する。	〔省略〕 （選考） 第２条　名誉教授の選考は，教授会が推薦した者（本学に学長として勤務した者については，部局長会が推薦した者）のうちから教育研究評議会（以下「評議会」という。）が行う。 〔省略〕 （施行細則） 第８条　この規程の適用に関し必要な細則は，評議会の議を経て学長が別に定める。